

東証上場第18号  
平成23年4月21日

情報取扱責任者 各位  
株式事務担当者

株式会社東京証券取引所  
上場部長 松崎 裕之

議決権電子行使プラットフォームの機能を活用した復興支援の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、本年4月15日に東日本大震災からの復興支援に向けた対応として上場制度の整備等を公表(平成23年4月15日付東証上場第14号ご参照)したところですが、当取引所の関係会社である株式会社ICJにおいても、復興支援の一環として、震災の影響が懸念される夏場までに開催される株主総会を対象に、「議決権電子行使プラットフォームの枠組みの一部を使って海外機関投資家に総会情報を確実にお届けするサービス」を無償にて行うことといたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、添付資料又は株式会社ICJのウェブサイト(<http://www.icj-co.com>)をご覧ください。

敬具

お問合せ先 株式会社東京証券取引所 上場部 <sup>いまきいね</sup>今給黎 03-3665-5738  
株式会社ICJ 復興支援プロジェクト担当 03-5215-0377



平成 23 年 4 月 21 日

各 位

株式会社 I C J

### 議決権電子行使プラットフォームの機能を活用した復興支援の実施について

本年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

株主総会関係者の皆様におかれましては、消費電力削減努力が求められたり、強い余震が続くなど難しい環境下で準備を進められていることと存じます。今回の震災により、非常時においては、郵便・交通等のインフラ機能の低下や紙不足、停電（計画停電を含む。）等、株主総会の円滑な開催・運営に支障が生じる可能性があることが明らかになりました。株主総会は、上場会社が株主との対話を通じて経営内容について意思決定を行う重要な機関であり、非常時も想定した開催準備が望まれるところであります。

弊社が運営しております議決権電子行使プラットフォーム（以下「プラットフォーム」といいます。）は、国内外の機関投資家と株主総会に関わる市場関係者を電子ネットワークでつなぎ、総会議案情報の伝達・議決権の行使・議決権行使結果の送信をすべて電子的に行う資本市場のインフラです。ご参加いただいた上場会社の皆様は、招集通知発送後から総会までの期間中に、議決権行使状況の確認や追加情報の発信が可能になるほか、機関投資家の議案検討期間を十分に確保することで株主 IR を充実させることができます。また、今回の震災の最中に開催された 3 月の株主総会において、プラットフォームは非常時でも議決権行使結果を確実に集票する機能を持ち合わせている点について参加上場会社の皆様に高い評価を頂戴したところでございます。

プラットフォームには、本日現在 391 社の上場会社が参加しております。未参加の上場会社の皆様におかれましては、これを機に改めて是非ご参加のご検討をお願いいたします。

プラットフォーム未参加の 2 月期・3 月期決算会社の皆様は、本年の申込期日は過ぎているため、残念ながら本年の株主総会からプラットフォームはご利用いただけませんが、今回のような非常時には、上場会社の現状に関する正確な情報を特に海外の投資家に的確に発信することは不可欠であります。

そこで、当社といたしましては、震災からの復興をご支援させていただく観点から、本年に限り、本年 9 月までに開催される株主総会を対象にプラットフォーム未参加の上場会社の皆様も、プラットフォームの枠組みの一部を利用して、株主総会の議案情報を海外機関投資

家に電子的に確実にお届けするサービスを無償にて提供させていただくことといたしました。

お申込みいただくと、弊社が株主総会の招集通知を上場会社から受領し、総会議案の一部を翻訳するとともに、海外機関投資家が議決権行使を行う投票画面に招集通知を PDF 形式で添付いたします。これにより、約 4000 の海外機関投資家への確実な情報発信と議案検討期間の拡充を実現させることができますので、この機会に是非ご利用をご検討ください（サービスの詳細は別紙をご参照ください）。

当面、サービスの対象は消費電力の削減が求められる 9 月までに開催される株主総会といたします。

プラットフォームへの参加上場会社も 400 社近くとなり、すでに時価総額ベースで TOPIX の約 75% にご参加いただいております。今後は、資本市場のインフラとして、参加上場会社へのさらなるサービス向上にも取り組んで参りますので、引き続きご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

【お問合せ先：(株)ICJ 復興支援プロジェクト担当 03-5215-0377】

---

#### 《株式会社 ICJ》

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの運営会社で、株式会社東京証券取引所、日本証券業協会、Broadridge Financial Solutions, Inc. の合併により 2004 年 7 月に設立。2005 年 12 月期決算会社より事業開始。本社：千代田区麹町。代表取締役社長：長谷剛雄。

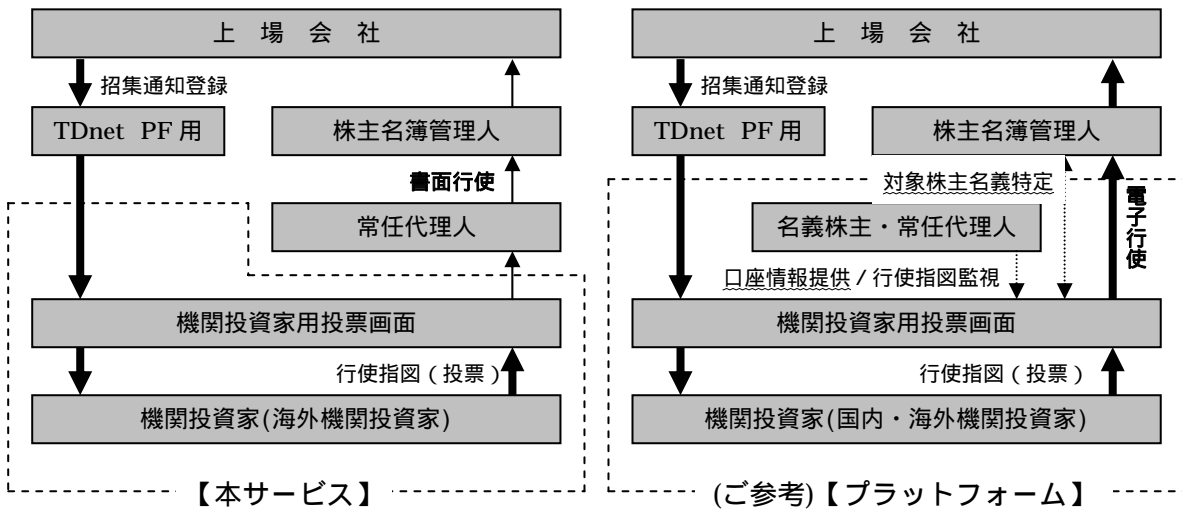
現在プラットフォームには上場会社 391 社、株主名簿管理人 6 社、管理信託銀行 4 社、常任代理人 6 社、海外保管銀行 11 社（世界上位 10 社のうちの 9 社参加）、機関投資家約 4000 社が参加。2010 年 6 月総会での実績として、プラットフォーム参加上場会社の総議決権個数の約 30% をプラットフォームで取扱い。

## 海外機関投資家宛て株主総会議案配信サービスのご案内

### 1. 本サービスの概要

本サービスは、東日本大震災の復興を支援する観点から、「議決権電子行使プラットフォーム」の仕組みの一部を利用し、上場会社の株主総会議案情報を海外機関投資家約 4000 社に対して電子的に確実にかつタイムリーにお届けするサービスです。

【イメージ図】



上図は本サービスの仕組みの説明を目的としており、海外機関投資家のみを対象にしています。

### 2. 本サービスの特徴

本サービスにお申込みいただくと、お送りいただいた招集通知の議案情報を弊社にて一部翻訳し、海外機関投資家が議決権行使を行う投票画面に招集通知を PDF 形式で添付します。

これにより、海外機関投資家は招集通知発送直後から総会議案情報を入手することができますので、海外機関投資家への確実な情報配信と議案検討期間の拡充を実現することができます。なお、議決権行使は書面（総会出席分を除く。）となります。また、国内機関投資家は配信対象外となります。

### 3. 本サービスの対象

本サービスは、消費電力削減が求められる「平成 23 年 9 月末までに株主総会を開催するプラットフォーム未参加の上場会社の皆様」を対象とさせていただきます。（平成 23 年 10 月以降につきましては、今後の被災状況によって検討させていただきます。）

### 4. お申込み等について

お申込みは添付申込書にご記入のうえ「招集通知発送 2 週間前まで（6 月開催総会のみ 5 月 20 日まで）」に弊社宛にお申し込みください。ご利用は無料です。ご利用に際しての作業は、招集通知を発送日 2 営業日前までに TDnet のプラットフォーム登録画面に PDF ファイルにてご登録いただくだけです。

以上

【お問合せ先：株式会社 ICJ 復興支援プロジェクト担当 03-5215-0377】

\*\*\* お申込み期限 招集通知発送2週間前まで(6月総会は5月20日(金)) まで\*\*\*

送付先:(株)ICJ 総会支援担当 電子メール [issuer-support@icj-co.jp](mailto:issuer-support@icj-co.jp) FAX 03-5215-0347

## 「海外機関投資家宛て 株主総会議案配信サービス」利用申込書

裏面の利用規定を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

2011年 月 日

|       |          |
|-------|----------|
| 貴 社 名 | 証券コード( ) |
|-------|----------|

### [ご担当者]

|               |
|---------------|
| 部 署 ・ 担 当 者 名 |
| 電 話 番 号       |
| 電 子 メ ー ル     |

### [スケジュール]

|                 |                  |                           |
|-----------------|------------------|---------------------------|
| 招 集 通 知 登 録 日   | [ ]月[ ]日         | 招集通知発送日の2営業日前までの日をご指定ください |
| 招 集 通 知 発 送 日   | [ ]月[ ]日         |                           |
| 株 主 総 会 開 催 日 時 | [ ]月[ ]日[ ]時[ ]分 | 総会開催地 [ 都道府県 ]            |

### [登録書類]

| 種 類                | 日本語  | 英語   |
|--------------------|--|--|
| 招集通知1(招集通知・参考書類等)  | PDFファイル必須  | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし |
| 招集通知2(事業報告書等分冊の場合) | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし |
| 招集通知3(その他の資料がある場合) | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし |
| 決議通知               | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> WEBリンク <input type="checkbox"/> なし |

以 上

## 「海外機関投資家宛て 株主総会議案配信サービス」利用規定

### 1.(目的・サービスの内容)

この規定は、株式会社 ICJ(以下「ICJ」といいます。)が、その運営する電磁的方法による議決権行使に関するシステムの一部である BROADRIDGE INVESTOR COMMUNICATION SOLUTIONS, INC.(以下「BROADRIDGE」といいます。)の電子システム(Proxy Edge)(以下「プラットフォーム」といいます。)を利用して、発行会社の定時株主総会に関連する資料を、プラットフォームに参加する海外機関投資家に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)に関するものです。

### 2.(掲載資料)

発行会社は、ICJ に対し、以下の各号に定める株主総会に関連する資料を ICJ が定める方法により提供するものとします。

- (1) 招集通知(定時株主総会に関連する招集通知については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、及び監査報告又は会計監査報告、並びに、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表を含みます。)及び議決権行使についての参考書類
- (2) 前号以外の議決権行使に関連する参考情報
- (3) 第(1)号及び第(2)号の英訳等、発行会社と ICJ の間で別途合意する資料

### 3.(ICJ が取得する権利)

ICJ は、発行会社から提供される掲載資料を ICJ 及び BROADRIDGE が本サービス履行のために利用すること、及びプラットフォームに参加する指図権者の閲覧に供する権利のみを取得し、発行会社より提供される掲載資料の著作権その他それ以外のいかなる権利も取得するものではありません。

### 4.(秘密保持)

発行会社及び ICJ は、本サービスを通じて知り得た相手方の情報は、いかなる第三者(ICJ から本サービス履行に際し委託を受ける BROADRIDGE 及び株式会社東京証券取引所を除きます。)に対しても開示または漏洩してはならないものとします。

### 5.(サービス利用料)

本サービスの利用は無料です。

### 6.(ICJ の善管注意義務)

ICJ は、適用ある法令及び本契約の規定に従い、善良なる管理者の注意を以って本サービスの運営を行うものとします。

### 7.(利用中止及び停止)

ICJ は、次の各号の何れかに該当する場合には、発行会社による本サービスの利用を中止することができるものとします。

- (1) ICJ の責めに帰すべき事由以外の事由により本サービスに障害が生じたとき
- (2) 天災、地変その他非常事態が発生若しくは発生するおそれがあるとき

### 8.(有効期限)

本利用規定の有効期間は、申込日から発行会社の申込みに係る定時株主総会終了後 2 週間を経過する期日までとします。

### 9.(協議)

本利用規定に定めのない事項については、発行会社及び ICJ は、誠意をもって協議の上合意により定めるものとします。

以上